

## 「公文書館における原本保存のための劣化対策とマイクロ化」

### 1) 全国の市町村の中でも トップレベルのマイクロフィルム化 (規模、実施期間)

- \* 他自治体からの視察、問い合わせが多くあります。
- \* 対象資料 : 永年保存文書、活用文書
- \* マイクロ化継続期間 : 昭和61年度から現在まで、21年間 継続実施
- \* マイクロ撮影済総数 : 4,850 巻、約 562 万コマ、28,900 簿冊 (換算)
- \* 撮影(文書情報管理士) : 16ミリロールフィルム、複製フィルム作製
- \* 保存 : 歴史的公文書とマイクロフィルムの併用保存

### 2) 歴史的に貴重な史料の原本保存対策

総数2万数千点の保管資料の中で、明治期以降の安部六か村や、庵原郡の一部の村などを編入、合併した際の、合併関係書類、議会関係書類、土地台帳など特に歴史的に貴重と思われる史料に対しては次のような原本保存対策を施し、かつマイクロ化しました。

#### 【歴史的史料の アーカイブ化手順】

ホコリや虫の死骸などを **ハケで丁寧に取り除く**

**曝書** (ばくしょ)

保存上劣化の原因となる **酸性紙の表紙を分離**

ホチキスやクリップなど **サビの元になる金属を除去** します。

**古い綴じひもも取り除き、“こより”で綴じ直す**

周囲の酸性成分から史料を保護するため、**中性の紙で包む**

**表紙をその上に乗せる**

**中性紙の保存箱に収納**

**見出し情報のラベル処理** を行う

**書棚の指定位置に収納**

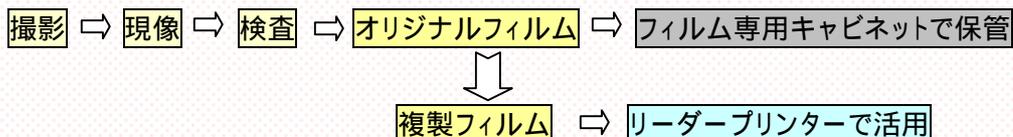
#### 【曝書】とは

史料の検分と湿気対策のため、適切な温湿度のもと、文書1冊ずつ全ての頁に目を通すと同時に湿気を逃します。

### 3) 活用

- \* **原本保護のため、閲覧は基本的にマイクロフィルムで行っています。**
- \* 索引情報や史料の読み込みによるキーワード抽出により、**詳細な検索用データ構築**

#### 【マイクロ化工程】



研究者等の来館者対応のため (株)工業複写センターに年間を通して管理作業要員を委託。

明治から昭和にかけての行政文書を保存する静岡市公文書館。収蔵庫に並ぶ数十冊の「静岡縣公報」の背表紙に、棚ごに左上から右下に向けて一直線に赤い線が引かれている。「数十年前の管理担当者が『なくなつてはいけない』と、一冊でも抜けたらすぐ分かるようにした」と同館職員は言う。公文書館という名称を付け、古い文書は大切にしているものの、最近の行政文書は収蔵して

## 合併市町村 行政文書 保存は

3

明する。「基本は廃棄」という方針の背景には、同市総務部総務課文書管理担当主幹の松永政幸さんは「各課の決めた保存年限に従い、基本的に年限切れの文書は一斉に廃棄している」と話す。行政文書は将来、歴史資料となる可能性がある」と判断し、両市とも合併が、松永さんは「私たちが各課の文書の価値を判断するのは難しいし、『これは将来的に残す必要がある』という文書は、各課が保存期間を延長して管理しているはず」と言う。保存年限をなくし、最

だが、年限切れの文書のみ、公務員の使命ではが廃棄されている現状を「ないか」と新田さんは言う。更新されることがあるの静岡市のように、合併だろつか。「保存にかかると税金。担当部署がお金は税金。担当部署が責任を持って廃棄する保存制度に詳しい国際資料研究所以（神奈川県藤沢市）の小川千代子代表は、文書を作成した担当課が安易に文書を廃棄することを危惧している。「文書の一義的な価値判断は担当課がすべきだが、恣意（しい）的な廃棄を防ぐために法的に縛る必要がある」と指摘する。恣意的な廃棄を罰則で防ぐことで、行政文書として作られてから歴史資料として保存するまで、文書への市民のアクセスを保障すべきだという。

長でも三十年にした。同課文書管理担当の新田悦夫さんは「三十年後に必ず廃棄というわけではなく、その時に判断し、必要なら更新すればいい」と言う。静岡市は四月一日、東隣の清水市と合併し、人口七十一万人の新静岡市となった。新市になると行政文書はさらに増える。新市になるにつれて、行政文書はさらに増える。新市になるにつれて、行政文書はさらに増える。新市になるにつれて、行政文書はさらに増える。



静岡市公文書館に保存されている明治時代の「静岡縣公報」。背表紙には一直線に赤い線が引かれている

## 合併の新市 減量で安易な廃棄の懸念も

「文書の保存という行為から、『自分たちはこれを大切にしよう』という文化が透けて見える。国民をどれほど大事にしているかのバロメーターでもある」と小川さん。歴史的な文書がきちんと保管されていくか。職員一人ひとりの歴史認識が問われる。

静岡新聞 平成17年1月

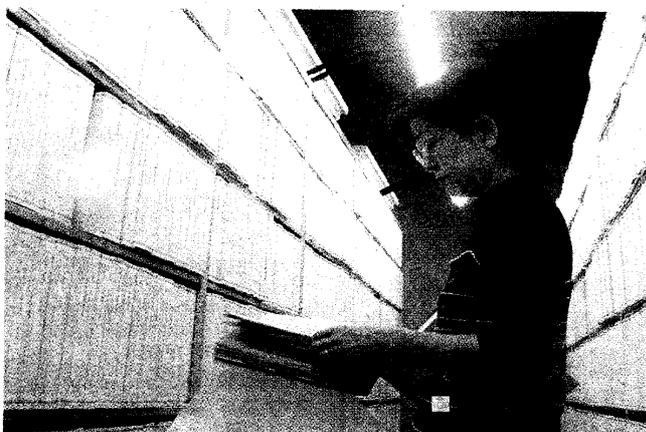
# 旧市町村の公文書 合併後も残して

県内研究家ら「  
廃棄、散逸危惧

## 住民の共有財産

県内各地で市町村合併の動きが加速する中、地域史研究者や史誌編さん担当者の間から、旧市町村の公文書の廃棄や散逸を危惧（きん）する声があがっている。昭和二十三年代の昭

和の大合併の際には、全国で明治以降の大量の公文書類が処分された。関係者は「公文書は地域に密着した住民の共有財産」と指摘。保存用のため公文書館設置を求める動きも出始めた。



明治以降の貴重な行政書類を保管する静岡市公文書館。静岡市本通7丁目

「公文書館設置の考えの情報公開の意味でも、新市の支所は活用で後世にきちんと引き継ぐべきでないか」。警南五市町村合併が大詰めの際、三月の市議会代表質問で、最大会派が合併問題に関連し公文書保存を取り上げた。鈴木望市長は「対象となる文書の範囲や保管場所を具体的に検討し保存に努めたい」と答弁した。

五市町村の一つで、昭和三十年に三つの村が合併して誕生した警南郡豊田町。旧一村の文書はまとまって残っているが、旧一村の文書は合併以降ほとんど失われた。町誌編さん担当者は「今の行政文書も百年たてば歴史的に貴重になる。住民へ

に十年前に公文書館を設置。旧安倍六カ村関係など膨大な行政文書をマイクروفイルム化したり、原本を補修して保存に力を入れている。だが、他の新市では、文書保存の方針は「これから」と話す。県合併支援室は「基本的には各市町村の判断」と冷めた口調で、関係者の危機感は募る一方だ。

資料として重要な公文書などを保存・閲覧・調査研究する施設。公文書館法は「国と地方公共団体は公文書の保存・利用について適切な措置を講ずる責務がある」としている。都道府県レベルでは30近くが設置しているが、本県は設置していない。

公文書館 歴史資料として重要な公文書などを保存・閲覧・調査研究する施設。公文書館法は「国と地方公共団体は公文書の保存・利用について適切な措置を講ずる責務がある」としている。都道府県レベルでは30近くが設置しているが、本県は設置していない。